

出雲市役所庁舎建設促進に関する決議

本市は、平成17年3月22日、2市4町が合併し、人口約15万人の新出雲市として新たな歩みを始めた。

新市発足後8箇月を経過した今日、合併による行政事務の拡大や職員数の増加等を含め、本庁舎機能に様々な問題が顕在化してきた。

現在の本庁舎は、建設以来47年を経過しており、老朽化が顕著である上、改正建築基準法の新耐震基準には適合しない建築物であり、災害等緊急事態発生時に市民生活の安全を確保するための危機管理拠点施設として構造上大きな問題を抱えている。

また、今後10年以内に、約9億円を要する空調・電気・給排水設備の全面改修と県道出雲市駅前矢尾線の街路事業により、庁舎敷地の東側約1,700㎡が街路用地となる見込みのため、平成20～23年度の間には、旧消防庁舎と議事堂を含む本庁舎の一部の解体・撤去を余儀なくされている。

一方、合併による本庁職員の増加により、本庁・別館を含め11箇所に分庁する結果となり、窓口業務が分散し、市民や来庁者に多大の不便をかけているという憂慮すべき現状で、業務執行上も極めて非効率的である上、分庁舎、駐車場の賃貸料を年間約7,000万円支出するなど財政上の過重な負担も伴っている。

以上のことを総合的に勘案すると、今後の行政需要に即応し、かつ、利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化、財政の健全化が図られ、高度情報化社会、省エネ対策、不測の事態に対応する危機管理施設機能等を兼ね備えた庁舎の建設は市民の願いであり、喫緊の課題である。

新市のシンボルとして親近感のある新庁舎の早期建設は、15万市民の一体感の醸成と未来へ躍動する日本のふるさと出雲の國づくり拠点として不可欠のものである。

よって、次の事項への具体的な取り組みを速やかに促進するものとする。

1. 新庁舎建設用地については、2市4町市長・町長会の確認事項を重く受け止め、現在地若しくは元県立中央病院跡地を含む近接地とし、速やかに場所の選定を行うこと。
2. 新庁舎建設は、市民の意向を充分反映させながら、21世紀グランドデザインを始めとする様々なまちづくり施策との整合性を図り、合併特例債を有効活用するなど中期財政計画に明確に位置付けし、財源の確保に努めること。
3. 新庁舎は、新出雲市の活力と魅力あるまちづくりの拠点施設として、平成20年12月竣工を目途に建設すること。

以上、決議する。

平成17年(2005)12月16日

出雲市議会